

経済要録

国内

◆なみはや銀行に対する金融整理管財人による管理命令

日本銀行は、8月7日、金融再生委員会からのなみはや銀行に対する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分に関し、以下の内容の総裁談話を公表した。

1. 本日、なみはや銀行より、「金融再生委員会から、『金融機能の再生のための緊急措置に関する法律』に基づく『金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分』を受け、金融整理管財人に預金保険機構等が選任された」との報告があった。また、金融再生委員会からも、同様の連絡を受けた。
2. 今後、なみはや銀行は、金融整理管財人の下で、適切な業務運営に取り組みつつ、預金保険機構の資金援助を前提として、速やかに受皿金融機関への営業譲渡等を図っていくこととなる。
3. 日本銀行は、日本銀行法第38条の規定に基づく大蔵大臣からの要請を受け、なみはや銀行の金融整理管財人による管理が終了するまでの間、同行に対し業務継続に必要な資金を供給する方針を、本日の政策委員会で決定した。
4. 以上の措置を通じて、なみはや銀行は通常どおり営業を継続するとともに、預金、イン

ターバンク取引を含め、同行の全ての債務の円滑な履行が確保される。日本銀行としては、これにより預金者等の保護及び信用秩序の維持が図られるものと考えている。

◆産業活力再生特別措置法の成立

8月6日、参議院本会議において、産業活力再生特別措置法が可決され、成立した（8月13日公布、「創業及び中小企業者による新事業の開拓の支援」に関しては、9月1日より、その他の部分については、10月1日より、それぞれ施行）。その概要は、以下のとおり。

（1）事業再構築の円滑化

◇「事業再構築」とは、

設備、人材、技術などの経営資源をより高い生産性を見込める中核的事業にシフトさせるための取り組み。設備処理などの事業縮小だけを意味するものでなく、中核的事業の拡大・効率化、新事業の開拓や新たな事業方式の導入など前向きな取り組みを含むもの。

◇事業再構築計画の認定等（主務大臣）

事業者の策定した事業再構築計画（平成15年3月31日までに申請）を、生産性向上の目標の明確性、計画の実現可能性、経営資源の有効活用などの基準に照らして主務大臣（事業所管大臣）が認定。

◇認定事業者への支援措置

- ①分社化等に係る商法等の特例（検査役制度、簡易な営業譲受制度、債務の一括移転）
- ②債務の株式化のための優先株発行限度枠の拡大
- ③従業員・経営者による株式取得（EBO、MBO）への支援
- ④ストックオプションの対象を子会社の取締役・使用人に拡大
- ⑤金融上の措置（政策金融、債務保証）
- ⑥税制上の措置（特別償却、買換特例、譲渡益課税の繰延（共同出資子会社の設立時）、欠損金の繰越・繰戻、登録免許税・不動産取得税の軽減等）

(2) 創業及び中小企業者による新事業開拓の支援
創業者及び新事業開拓を行う中小企業者に対する支援措置の抜本的拡充を図る。

◇「創業者」

以下の者を「創業者」として、支援措置の対象とする。（認定等不要）

- ①個人創業（1か月以内の創業の具体的計画を有する者）
- ②会社設立による創業（2か月以内の創業の具体的計画を有する場合）
- ③個人又は会社設立による創業後5年以内の者

◇「経営資源活用新事業計画」の認定（都道府県知事）

中小企業者が策定する「経営資源活用新事業」（経営資源の有効活用による新事業の開拓）の計画（平成15年3月31日までに申請）について都道府県知事が認定。

ただし、以下の制度の適用を受けている中小企業者は認定不要。

- ・中小企業創造的事業活動促進法の研究開発等事業計画
- ・中小企業技術革新制度（日本版SBIIR）
- ・中小企業経営革新支援法の経営革新計画
- ・中小企業総合事業団の新事業開拓助成金

◇主な支援措置

①中小企業への設備資金の無利子融資制度の拡充
設備近代化資金制度の貸付対象への創業者の追加及び新事業開拓等を行う中小企業者への貸付要件の拡充。

②創業者、中小ベンチャー企業に対する信用保証
創業者向け無担保保険の特別保証枠の創設等中小企業信用保険法の特例を設ける。

(3) 研究活動の活性化等

◇国の委託研究開発に係る特許権等の扱い

国の委託研究開発（特殊法人、公益法人を通じて行うものを含む。）に係る特許権等を受託者（開発者）に保有させることができるものとする。これによって、開発者の研究意欲の喚起及び研究開発成果の事業化の促進を図る。

◇技術移転機関の活性化

大学の研究成果を産業界に移転する役割を担う機関（TLO）の業務の活性化のため、特許料等の軽減措置を講ずる。

◆商法等の一部を改正する法律の成立

8月9日、参議院本会議において、株式交換・株式移転による完全親会社の創設手続、親会社の株主に対する子会社の業務内容等の開示、及び時価会計導入に対応した資産評価方法の変更、に関する規定の整備を内容とした、商法等の一部を改正する法律が可決され、成立した（8月13日公布、時価会計導入に対応した資産評価方法の変更に関する規定については平成12年4月1日より、その他の規定については本年10月1日より、それぞれ施行）。

◆組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の成立

8月12日、参議院本会議において、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律が可決され、成立した（8月18日公布）。これは、犯罪による収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例並びに疑わしい取引の届出等について定めること等を目的とするもの。同法では、金融機関等に対して、いわゆる麻薬特例法に定める現行届出義務を拡充し、業務において收受した財産が犯罪収益等若しくは薬物犯罪収益等である疑いがあると認められる場合等につき、主務大臣への届出を義務付けている。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、8月13日、政策委員会・金融政

策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また、同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を了承し、これを「金融経済月報」に掲載、同17日に公表したほか、6月28日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを8月18日に公表した。

記

より潤沢な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

その際、短期金融市場に混乱の生じないように、その機能の維持に十分配慮しつつ、当初（注）0.15%前後を目指し、その後市場の状況を踏まえながら、徐々に一層の低下を促す。

（注）「当初」とは、2月12日金融政策決定会合時点。

（別添）

平成11年8月13日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について現状維持とすることを決定した（賛成多数）。

すなわち、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下の通りである。

より潤沢な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

その際、短期金融市場に混乱の生じないよう、その機能の維持に十分配慮しつつ、当初(注)0.15%前後を目指し、その後市場の状況を踏まえながら、徐々に一層の低下を促す。

(注)「当初」とは、2月12日金融政策決定会合時点。

◆第一勧業銀行、富士銀行、日本興業銀行が総合金融グループの結成について合意

第一勧業銀行、富士銀行及び日本興業銀行は、8月20日、共同で設立する株式会社の下で全面

的な統合を行い、総合金融グループを結成することについて合意し対外公表を行った。

◆日本銀行、「コンピューター2000年問題に関するわが国金融界の対応状況—2000年問題対応の最終段階を迎えて—」を公表

日本銀行は、8月27日、「コンピューター2000年問題に関するわが国金融界の対応状況—2000年問題対応の最終段階を迎えて—」を公表した(その内容については、『日本銀行調査月報』1999年9月号参照)。

◆現行金利一覧 (11年9月16日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期 () 内 前回水準
公定歩合		
・ 商業手形割引歩合ならびに国債、 特に指定する債券または商業 手形に準ずる手形を担保とす る貸付利率	0.5	7. 9. 8 (1.00)
・ その他のものを担保とする 貸付利率	0.75	7. 9. 8 (1.25)
短期プライムレート	1.375	11. 3.18 (1.500)
長期プライムレート	2.3	11. 9.10 (2.4)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・ 日本開発銀行	2.30	11. 9.10 (2.40)
・ 中小企業金融公庫、国民金融公庫	2.30	11. 9.10 (2.40)
・ 住宅金融公庫	2.60	11. 7.21 (2.50)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	1.15	11. 9.10 (0.80)
(期間5年~7年)	1.55	11. 9.10 (1.20)
(期間7年以上)	2.10	11. 9.10 (2.00)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件 (11年9月16日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)	応募者利回り (%)	<9月債> <u>1.917</u>	<8月債> 1.700
	表面利率 (%)	1.9	1.8
	発行価格 (円)	<u>99.85</u>	100.85
割引国債 (5年)	応募者利回り (%)	<9月債> <u>1.245</u>	<7月債> 1.031
	同税引後 (%)	<u>1.014</u>	0.840
	発行価格 (円)	<u>94.00</u>	95.00
政府短期証券	応募者利回り (%)	<11年9月13日発行分> <u>0.027</u>	<11年9月6日発行分> <u>0.023</u>
	発行価格 (円)	<u>99.993</u>	<u>99.994</u>
政府保証債 (10年)	応募者利回り (%)	<9月債> <u>2.030</u>	<8月債> 1.800
	表面利率 (%)	<u>2.0</u>	1.8
	発行価格 (円)	<u>99.75</u>	100.00
公募地方債 (10年)	応募者利回り (%)	<9月債> <u>2.066</u>	<8月債> 1.841
	表面利率 (%)	<u>2.0</u>	1.8
	発行価格 (円)	<u>99.45</u>	99.65
利付金融債 (3年物)	応募者利回り (%)	<9月債> <u>0.700</u>	<8月債> 0.800
	表面利率 (%)	<u>0.7</u>	0.8
	発行価格 (円)	100.00	100.00
利付金融債 (5年物)	応募者利回り (%)	<9月債> <u>1.400</u>	<8月債> 1.500
	表面利率 (%)	<u>1.4</u>	1.5
	発行価格 (円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回り (%)	<9月後半債> 0.250	<9月前半債> 0.250
	同税引後 (%)	0.210	0.210
	割引率 (%)	0.24	0.24
	発行価格 (円)	99.75	99.75

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆中国財政部、600億元の特別国債発行を決定

中国財政部は、9月1日、600億元の特別国債を発行する計画を発表した。同国債は、期間10年の変動金利型（利率は1年物銀行定期預金金利に0.3%上乘せ）で、国有商業銀行が引受ける。発行代り金は、主に、インフラ建設、重点業種の技術改造融資の利子補給、環境生態保護、科学・教育施設整備等に充てられる予定。

◆中国人民銀行、外国銀行の人民元取扱業務を拡大

中国人民銀行は、8月、外国銀行支店による人民元業務の規制緩和を決定した。主な措置は、①人民元業務取扱地域の拡大（上海支店が江蘇省、浙江省、深圳支店が広東省、広西壮族自治区、湖南省において人民元業務を行うことを許可）、②人民元調達面での規制緩和（金融機関からの中長期の人民元借入にかかる規制を緩和するとともに、人民元建負債総額の外貨建負債総額に対する比率の上限を引き上げ＜現在35%→50%＞）。